

平成 19 年 8 月 31 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 井上通敏 様

大阪府地方独立行政法人評価委員
委員長 奥林康司

地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 18 事業年度の
業務実績に関する評価結果について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 事業年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので、法第 28 条第 3 項の規定により通知します。

平成 19 年 8 月 31 日

大阪府知事 齊藤房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林康司

地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 18 事業年度の
業務実績に関する評価結果について（報告）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 18 事業年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので、法第 28 条第 4 項の規定により報告します。

地方独立行政法人大阪府立病院機構
平成 18 事業年度の業務実績に関する評価結果

平成 19 年 8 月

大阪府地方独立行政法人評価委員会

(参考)用語の説明はこちら

目 次

1	地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	全体評価	2 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<全体評価にあたって考慮した事項>	
	① 地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標	
	② 平成 18 年度における重点的な取り組み	
	③ 特筆すべき取り組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	大項目評価	
3-1	「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	5 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<大項目評価にあたって考慮した事項>	
	① 特筆すべき小項目評価	
	② その他考慮すべき事項	
	<小項目評価の集計結果>	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2	「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	9 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	<大項目評価にあたって考慮した事項>	
	① 特筆すべき小項目評価	
	② その他考慮すべき事項	
	<小項目評価の集計結果>	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-3	財務内容の改善に関する事項	11 ページ
	(1) 進捗状況の確認結果	
	<進捗状況確認の参考事項>	
	(2) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

- 本評価委員会においては、平成 18 年 4 月 1 日に設立された地方独立行政法人大阪府立病院機構について、平成 19 年 2 月 14 日に策定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成 18 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

（評価の基本方針）

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。また、府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示し、法人運営の透明性を高めることとする。

（評価の方法）

評価は「項目別評価」と「全体評価」を行う。「項目別評価」では、法人が作成する「業務実績報告書」をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリング、病院視察などを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行った。また、「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行った。

なお、特に、法人化を契機とした病院改革の取組み、例えば、自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携などについては、積極的に評価した。

- 法人化初年度である平成 18 事業年度については、5 病院 1 法人化に伴う組織体制の整備や新たな取組みが多かったことから、評価にあたっては、特に、これらの取組みが計画どおり進捗しているのか、どのような取組み努力をしたのか、また、病院改革や財務内容の改善にどうつながっているか、という視点に立って評価作業を行った。

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 病院事業の地方独立行政法人化は、大阪府が都道府県初の事例であり、多くの注目を集めている。また、法人化と5病院の1法人統合という大きな二重の変革が行われたものである。
- 平成 18 事業年度の業務実績に関する評価については、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」の2つの大項目について、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断し、また、財務内容の改善についても、累積資金収支の赤字（不良債務）の解消が「計画どおり進捗している」ことを確認した。
- 特に以下のような取組みを評価した。
 - ①理事長のリーダーシップのもと 5 病院が一体となった運営体制が整備されるとともに、各病院が自律的、機動的に取り組む仕組みが整えられた。
 - ②各病院が大阪府の医療施策の実施機関として担うべき医療（政策医療）を着実に実施し、診療機能の充実と患者サービスの向上に努めた。
 - ③収入確保に取り組むとともに、材料費や人件費を抑制して、13 億円の資金収支黒字を実現し、財務内容の改善を図った。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪府立病院機構の基本的な目標、平成 18 年度の重点的な取組みなどを総合的に考慮し、平成 18 事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおりに進捗している」とした。

なお、法人の取組みをふまえて、本評価委員会として、次の意見を付記する。

「法人化初年度では、5病院が1つの経営体としての体制を整備しただけでなく、各職員の意識も経営や患者サービスの面で変わりつつある。また、府民への医療サービスの質的向上と併せ、本法人化の命題である不良債務の解消についても成果を上げたことから、本法人は、中期目標の達成に向け、着実にその第一歩を踏み出したと言えよう。

次年度以降も、医療サービスの質的向上とともに、経営の効率化が図られるよう、経営陣のリーダーシップと創意工夫が期待される場所である。また、現場の医師や看護師などの職員が生き生きと働き、患者や府民が心地よく医療サービスを受けられるよう望みたい。」

府民に提供するサービス その他の業務の質の向上 (5 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C やや遅れて いる	D 重大な改善 事項あり
業務運営の改善及び効率化 (9 ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C やや遅れて いる	D 重大な改善 事項あり
財務内容の改善 (11 ページ)	計画どおり進捗している。				

法人の基本的な目標、18 年度の重点的な取組み等を
総合的に考慮して・・・

＜全体評価の評価結果＞
「全体として年度計画及び中期計画のとおりに進捗している」

<全体評価にあたって考慮した事項>

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

- ・ 大阪府立病院機構は、府域全域を対象とした高度専門医療を提供するとともに、地域医療との連携、人材養成、臨床研究など府域の医療水準の向上に貢献する。また、患者・府民の目線に立って、各病院が創意工夫を凝らし、きめ細かく、より満足度の高い医療サービスの提供に努める。さらに、将来にわたり、高度専門医療の提供など府民の期待に応えられるよう、経営改善のための取組みを重点的に進め、中期目標期間中に不良債務を解消し、経営基盤の安定化を図ることを目指す。

②平成18年度における重点的な取組み

法人化初年度の平成18年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認するとともに、小項目評価のウェイト付けとの整合性を確認した。

- ・ 運営体制の確立については、法人運営の基盤となる理事会等を設置し、法人が一丸となって、医療面及び経営面における改善に取り組むための運営体制を整備するとともに、各病院が自律的、機動的な取組みを行った。
- ・ 医療サービスの提供については、各病院が大阪府の医療施策の実施機関として担うべき医療（政策医療）を着実に提供するとともに、医師等の人材の確保や電子カルテの導入検討など、診療機能の充実や患者サービスの向上に取り組んだ。
- ・ 財務の改善については、患者数の確保や診療単価の向上により、収入の確保を図るとともに、ITやアウトソーシングの活用による事務職員数の削減やSPD（Supply Processing and Distribution）導入による材料費の節減などにより、年度計画で設定した資金収支の黒字の達成を目指した。

③特筆すべき取組み

項目別評価の結果をもとに、特筆すべき取組みについて、次のとおり確認した。

- ・ 理事会等の運営体制が整備され、理事長のリーダーシップのもと、役職員への経営意識の浸透が図られた。また、副院長会議や看護部長会議などの横断的な組織が立上げられ、医師の人事評価システム導入や看護師採用試験の複数回実施などが取り組まれた。これらの体制整備により、5病院が一体となって病院経営に取り組む意識が形成された。
- ・ 各病院の総長・院長に、予算執行のほか職員数の増減等を伴わない診療科等の組織変更や職員配置等の権限が委譲され、各病院が、医療需要や患者動向に迅速かつ弾力的に対応できることとなった。
- ・ 各病院が、その実情を踏まえ、医療スタッフの確保等により診療機能の充実を図るとともに、大阪府の医療施策の実施機関として担う役割を果たした。
- ・ クリニカルパスの適用促進に努めたほか、各病院の自律的・機動的な運営により、CT等の即日検査・土曜日検査、院内施設の環境整備を行うなど、患者への医療サービスの一層の向上を図った。
- ・ 5病院1法人化のメリットを活かし、5病院で使用する医薬品や診療材料の調達、在庫管理などについて、5年間の複数年契約で一括して事業者に委ねるSPDを導入し、材料

費の削減を図った。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 医療サービスの向上と経営の効率化に向けた法人の奮闘ぶりがうかがえる。理事長をはじめ、職員の皆さんの改革への努力がひしひしと感じられる。
- 病院視察により、現場において、医療サービスに効率かつ柔軟に取り組む体制づくりの変化や法人一体となった意識の改革を実感した。現場で医療を提供する者が、生き生きとモチベーションを持って仕事をできる環境は、患者へのサービス向上にもつながる。
- 今後とも、5病院が連携し、高度専門医療の提供や医療サービスの向上を図るとともに、経営の効率化に取り組むことが求められる。法人として、組織や人事、予算を柔軟に活用し、効率を上げることはもちろん、各病院・スタッフも、各自の医療サービス提供の役割を踏まえ、経営感覚を持って取り組むことを期待したい。
- 高い目標に向かって取り組んでいることは評価したいが、医療を取り巻く環境の変化の中で、取組み意欲を持続できるような目標設定と評価が望ましい。

3-1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
- ただし、下記の＜大項目評価にあたって考慮した事項＞に示しているように、クリニカルパス適用の促進、成人病センター及び母子保健総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割など、数多くの項目について、目標以上の成果を上げたことから、IV評価を行っている。
- さらに、Ⅲ評価の項目においても、各病院が自律性・機動性を発揮し、院内施設の改善、CT等の即日検査や土曜日検査、効率的な病床管理等に取り組むなど、十分評価できるものがある。
- なお、Ⅱ評価の項目について、「呼吸器・アレルギー医療センターの医療施策の実施機関としての役割」は、参考指標の実績が減少しているが政策医療の役割は果たしていること、「待ち時間の改善」は、患者サービス面での課題であるが一定の取組みが行われていることを確認した。
- 以上のことを総合的に考慮し、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

＜大項目評価にあたって考慮した事項＞

①特筆すべき小項目評価

- 小項目評価がIV（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。（（ ）は小項目評価の番号、【 】は小項目評価の結果及びウェイト付け）
- (8) 成人病センターにおける難治性がん患者に対する手術体制の拡充【IV・ウェイト2】
全国的にも不足している麻酔科医師を確保し、院内の手術待ち解消委員会の検証を踏まえ、手術枠の拡大等による手術室の効率的運用が図られているとともに、難治性がん手術件数が目標を上回る実績を上げたことを評価した。
- (9) 成人病センターにおける臨床腫瘍科及び外来化学療法室の拡充【IV】
平成17年度に設置した臨床腫瘍科において、各診療科とのチーム医療や原発不明がん治療に積極的に取り組み、病床利用率が目標を上回るとともに、抗がん剤治療の外来シフトにより、外来化学療法室の利用が目標を上回ったことを評価した。
- (11) 母子保健総合医療センターにおける手術実施体制の拡充【IV】
新たに小児外科医師や麻酔科医師を採用し、他病院との連携を図るなど手術実施体制の充実に取り組むとともに、手術件数が増加したことを評価した。
- (13) 高度医療を受けた小児等の心のケアの充実及び在宅医療の推進【IV・ウェイト2】
英国のホスピタル・プレイ・スペシャリストの資格を有する専門スタッフを採用し、入院した子どもの不安やストレスへの心理的サポートに先進的に取り組んだことを評価した。

(17) 看護師職制の再編成及び病院運営への参画体制の強化【Ⅳ】

副看護部長を管理職とし、看護部長会議を本部主催で開催するなど、現場の声を経営に反映させる体制を整備するとともに、急性期・総合医療センターにおいて、法人化を機に新たに設置した特命副院長に看護部長を登用し、柔軟な病床運営や病室等の療養環境の改善などに取り組んだことを評価した。

(21) クリニカルパス適用の促進【Ⅳ】

入院における患者の負担軽減及びわかりやすい医療提供のため実施しているクリニカルパスにつき、目標設定した4病院において、その適用が前年度を大きく上回ったこと、精神医療センターにおいても試行的運用が実施されたこと、また、適用結果について分析し、見直しにも取り組んでいることを評価した。

(28) 成人病センターの医療施策の実施機関としての役割【Ⅳ・ウェイト2】

府域におけるがん医療センター機能を果たす病院として、難治性がん医療に積極的に取り組み、難治性がん患者に対する手術件数が前年度を大きく上回ったこと、また、平成19年1月に「都道府県がん診療連携拠点病院」として厚生労働大臣から指定を受けたこと、大阪府がん登録事業の拠点として、がんの診断・治療情報の集積・提供を行ったことを評価した。

(29) 母子保健総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割【Ⅳ・ウェイト2】

多胎妊婦などのハイリスク妊産婦や超低出生体重児に対する高度専門的な治療に組み込み、双胎以上の分娩件数、新生児を含む1歳未満児の手術件数、母体緊急搬送受入れ件数が前年度を上回るなど、総合周産期母子医療センター等としての役割を十分果たしたことを評価した。

○ 小項目評価がⅡ（十分実施できていない）であった項目は次のとおりであった。

(26) 呼吸器・アレルギー医療センターの医療施策の実施機関としての役割【Ⅱ・ウェイト2】

難治性多剤耐性結核広域圏拠点病院として、民間病院では対応困難な多剤耐性結核患者を受け入れ、内科的治療と外科的治療の最適な選択・組み合わせによる集学的治療を実施するとともに、分子疫学的検査による結核蔓延状況の把握にも取り組んでいる。また、難治性の呼吸器疾患医療、アレルギー性疾患医療のセンター機能を有する病院として、肺がん等の診断率の向上、気管支喘息、アトピー性皮膚炎に関する治療・検査など高度な医療サービスを提供しており、医療施策の実施機関としての役割は果たしていると認められる。ただし、評価に当たっては、数値のみで判断するものではないが、結核患者が減少する中で、引き続き呼吸器・アレルギーに関する拠点病院としての役割を積極的に果たしていくことが必要との観点から、参考指標の実績が前年度と比べて減少したことを考慮してⅡとした今回の自己評価は妥当と考える。今後、呼吸器・アレルギーに関する拠点病院としての役割を一層果たすとともに、取組内容を分かりやすく表す参考指標等について工夫されたい。

(38) 待ち時間の改善【Ⅱ】

待ち時間の改善については、各病院の実情に応じて、予約システムの改善や、待合室等でのBGM放送などの待ち患者・家族への配慮に対する取組みが行われている。ただし、

近年の各病院の待ち時間を見ると、成人病センターを除く 4 病院が横ばいとなっており、また、「病院顧客満足度調査」の結果においても、予約の履行や待ち時間の告知などが各病院の課題となっていることを勘案すると、自己評価Ⅱは妥当と考える。

②その他考慮すべき事項

法人の自律性・機動性の発揮、病院運営の透明性の向上、5病院の連携等の法人化を契機とした病院改革に係る取組みなど、次のような取組みを評価する。

- ・ レジデントや研修医の受入れに積極的に取り組み、医療スタッフの確保に努めた。
- ・ 急性期・総合医療センターにおいて、救命救急センターの機能を充実するため、SCU（脳卒中集中治療室）やCCU（心疾患集中治療室）の整備を図るとともに、救急車搬送や三次救急患者を積極的に受け入れ、救命救急センターとしての役割を果たした。また、平成19年度当初の身体障害者福祉センター附属病院との統合に向け、施設改修を行うとともに、障害者医療・リハビリテーションセンターの医療部門としての体制整備を進めた。
- ・ 精神医療センターにおいて、精神保健福祉法に基づく措置入院、応急入院などの行政的医療や、薬物中毒など他の医療機関では対応困難な難治症例を重点的に受け入れるとともに、自閉症の確定診断待機患児対策として外来診療体制の強化を図り、また、訪問看護に積極的に取り組むなど、政策医療の役割を着実に果たした。
- ・ CT等の即日検査や土曜日検査の実施や、各病院の実情を踏まえて院内施設の環境改善を行うなど患者サービスの向上に取り組んだ。さらに、「病院顧客満足度調査」の結果に基づき、他の病院との比較により課題を把握し、患者（顧客）サービスの一層の向上に取り組みつづける。
- ・ 5病院の統一基準として医療事故の公表基準を作成するなど、医療に関する透明性を高める取組みを行った。

<小項目評価の集計結果>

71 項目のうち 69 項目が小項目評価のⅢまたはⅣに該当しており、ウェイトを考慮すると、Ⅲ～Ⅴの項目の割合は 81/84 と 9 割以上を占めることから、小項目評価の集計では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	Ⅰ 計画を大幅に下回っている	Ⅱ 計画を十分に実施できていない	Ⅲ 計画を順調に実施している	Ⅳ 計画を上回って実施している	Ⅴ 計画を大幅に上回って実施している
高度専門医療の提供・医療水準の向上	36	47	0	2	33	12	0
患者・府民サービスの一層の向上	12	13	0	1	12	0	0
より安心して信頼できる質の高い医療の提供	16	17	0	0	17	0	0
府域の医療水準の向上への貢献	7	7	0	0	7	0	0
合計	71	84	0	3	69	12	0
					81		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 各病院が、その自律性や機動性を発揮し、人材の確保や診療機能の充実、サービスの向上、運営の効率化などを図られている点は評価したい。
- 医療サービスの原点は、患者を支える安心である。今後とも患者の立場を重視して、改革に取り組んでほしい。必要なところに必要な人材を配置することは、患者重視にもつながる。
- 医療施策の実施機関としての役割を一層果たすため、臨床研究の推進などの取組みにも期待したい。
- 各病院間で、取組事例の紹介など情報交換を行うことにより、5病院が相互に刺激し、協力しあう意識が高まると思われる。

3-2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特に、運営管理体制の整備については、法人運営の基盤となる理事会や経営会議を設置し、理事長のリーダーシップのもと経営意識の浸透が図られ、また、各病院の総長・院長へ権限委譲を図ることにより、病院の実情に応じた自律的、機動的な取り組みが行われる体制が整備された。また、副院長会議や看護部長会議など5病院が一体となって課題に取り組む横断的な組織が整備され、意思決定の迅速化や現場からの提案の反映などの効果が認められ、財務内容の改善にもつながったことから、委員会としての評価をIVとした。
- なお、Ⅲ評価の項目の中でも、メリットシステム、医師の人事評価制度、SPD などの導入については、法人としての自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、5病院の連携などの観点から十分評価できる。
- 以上のことを総合的に考慮し、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	--------------	--------------------

<大項目評価にあたって考慮した事項>

①特筆すべき小項目評価

小項目評価がIV（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。（（ ）は小項目評価の番号、【 】は小項目評価の結果及びウェイト付け）

(72) 運営管理体制の確立【IV・ウェイト2】

法人運営の基盤となる理事会や経営会議をはじめとする運営体制を整備するなど、法人化前の大阪府の病院事業部門から一つの経営体としてのマネジメント体制を確立し、理事長のリーダーシップのもと、役職員への経営意識の浸透を図った。各病院の総長・院長に人事面や予算面で一定の権限が委譲され、病院の実情に応じ、自律的、機動的な取り組みが行える体制となった。また、副院長会議や事務局長会議、看護部長会議など横断的な組織の設置により、5病院が1組織として効率を高める意識や相互協力関係が醸成され、医師の人事評価システム導入や看護師採用試験の複数回実施など、これまで実施されなかった取り組みや現場の声が反映された取り組みが早期に実現した。様々な経営面での取り組みが、財務内容の改善という結果にもつながっており、これらを総合的に評価した。

②その他考慮すべき事項

法人の自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、5病院の連携等の法人化を契機とした病院改革に係る取り組みなど、次のような取り組みを評価する。

- ・ ITの活用やアウトソーシングによる事務部門の再構築により、人件費を抑制するとともに、専門性を高めるため、プロパー職員の採用や民間から医療事務の専門知識を有する人材の採用を進めた。
- ・ 予算執行や職員数の増減等を伴わない診療科等の組織変更や医師等の職員配置、非常勤職員の採用などを、各病院の総長・院長の権限とすることにより、病院の医療需要や患者動向に迅速かつ弾力的に対応し、効率的、効果的な業務運営が図られた。
- ・ 業績等を給与に反映する医師等の人事評価システムを導入することとした。
- ・ 法人全体及び各病院の経営改善目標の達成状況を踏まえ、その成果の一部を医療水準の向上等に活用するメリットシステムを制度化し、各病院の経営努力を促す取組みを行った。
- ・ 5病院1法人化のメリットを活かし、5病院で使用する医薬品や診療材料の調達、在庫管理などについて、5年間の複数年契約で一括して事業者に委ねるSPDを導入し、材料費の削減を図った。
- ・ 5病院において、クレジットカードによる診療料支払いを導入し、患者サービスの向上に取り組んだ。

<小項目評価の集計結果>

26項目すべてが小項目評価のⅢまたはⅣに該当しており、ウェイトを考慮すると、Ⅲ～Ⅴの項目の割合は31/31となることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」に進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	Ⅰ 計画を大幅に下回っている	Ⅱ 計画を十分に実施できていない	Ⅲ 計画を順調に実施している	Ⅳ 計画を上回って実施している	Ⅴ 計画を大幅に上回って実施している
運営管理体制の確立	1	2	0	0	0	2	0
効率的・効果的な業務運営	25	29	0	0	29	0	0
合計	26	31	0	0	29	2	0
					31		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- 地方独立行政法人へ移行し、法人として一体となって取り組み、財務面での成果がでている。組織統合によるシナジー効果も表れており、総長や院長の意識改革が進んでいると見受けられる。
- 病院視察で、現場スタッフの意識変化を実感した。自治体病院職員は公務員気質などと言われてきたが、法人化による意識変化が現場に浸透しつつあると感じた。
- 専門的な人材は採用・養成を行い、一般業務はアウトソーシング化するといったメリハリが必要。また、ITや柔軟な人事配置・流動策の活用が必要であり、それを継続して行えば、5年後には大きな成果が期待できると思われる。

3-3 財務内容の改善に関する事項

(1) 進捗状況の確認結果

- 平成 18 年度の決算状況（資金収支ベース）は、前年度より 17.2 億円改善し、目標（11.1 億円）を上回る 13 億円の黒字となった。不良債務は、法人設立時の 65.7 億円から 52.7 億円となり、中期目標期間中（平成 22 年度まで）の不良債務解消という目標に向け、「計画どおり進捗している」ことを確認した。
- 診療報酬のマイナス改定や在院日数の短縮化の中、医業収益は、目標を下回ったものの前年度を上回る実績を上げるとともに、人件費の抑制や SPD 導入による材料費の節減により、収支構造が改善されたことを評価する。

決算状況（資金収支ベース） （単位：億円）

	平成 17 年度	平成 18 年度
収入	596.5	610.6
（うち医業収益）	(430.9)	(434.2)
費用	600.7	597.6
（うち医業費用）	(547.3)	(530.6)
資金収支差	△4.2	13.0
累積資金収支	△65.7	△52.7

<進捗状況確認の参考事項>

- 一般に、診療報酬の大幅なマイナス改定など、厳しい経営環境の中で、法人の医業収益は、新入院患者数の増加や平均在院日数の短縮等による診療単価の向上などにより、前年度を 3.3 億円上回った。
- 一方、医業費用は、事務部門の再編など間接部門のスリム化等による給与費の抑制や SPD 導入による材料費の縮減など効率的・効果的な業務運営を推進し、前年度に比べ 16.6 億円削減し、目標を大きく上回る実績を上げた。

(2) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘等

- 平成 18 年度は、主に費用の抑制によって収支目標を達成されたと認められる。今後とも費用抑制の努力は求められるが、大幅な費用節減は毎年続けられるものではないため、今後財務面の改善を図るためには、如何に医業収益を確保するかが課題と考えられる。
- 中期目標期間における不良債務の解消の実現に向け、経営の一層の効率化を図るため、今後とも経営努力と工夫を期待する。